

## 公社債店頭売買参考統計値発表制度における最低報告社数の変更について

平成17年6月13日  
日本証券業協会

日本証券業協会では、従前の「公社債店頭基準気配発表制度」について、同制度が「売買の参考」であることを明確化するとともに、発表値の精緻性向上を図るための改定を行い、平成14年8月5日より、新たに「公社債店頭売買参考統計値発表制度」(以下、「本制度」という。)を開始した。

その後、金融環境の著しい変化及び証券会社の経営統合・合併等により多数の銘柄が廃止された影響を考慮し、同年9月24日には、発表銘柄の要件たる最低報告社数の引下げ(10社から7社に引下げ)を行ったところである。

しかしながら、前回の制度改定以降も引き続き証券会社等の再編が進んだ結果、現行規定による運用を継続した場合、発表銘柄数が大幅に減少することが見込まれることから、本協会では「売買参考統計値発表制度の見直しに関するワーキング」(以下、「本ワーキング」という。)を設置し、発表銘柄数の大幅減少に伴う利用者と市場への影響等につき検証すると共に、本制度の見直しについて検討を行った。

今般、本ワーキングにおいて、最低報告社数を現行の7社から6社に改める対応策が取りまとめられたことを受け、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公正慣習規則第3号)に関する細則」に関し、以下のとおり所要の整備を行うことについて、広く意見を求めたい。

### 【改正の概要】

項 目	内 容	備 考
1. 改正の趣旨	金融環境の著しい変化及び証券会社等の経営統合・合併等に伴う指定報告協会の減少等により、発表銘柄数が大幅に減少することが見込まれることから、「精緻性の確保」を前提としつつ、利用者の利便性に配慮し、選定銘柄数の維持策を講ずることとする。	・検討に際しては、一部利用者の意見等を参考にした。 ・本ワーキングでは、既に選定されている銘柄が合併等を理由に大幅に減少することについては継続性の観点からも何らかの配慮が必要との結論を得た。
2. 改正の骨子 ・最低報告社数の引き下げ	選定銘柄の届出の基準(いわゆる最低報告社数の基準)を現行の「7社」から「6社」に改める。また、営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数を現行の「7社」から「6社」に改める。	

項 目	内 容	備 考
3. 実施時期	平成17年8月8日報告分(8月9日発表分)からとする。	最低報告社数の変更により、所要のシステム変更等が必要となることから、システムの安定的運用のため約1か月の開発・テスト期間が必要となる。

以 上

**パブリックコメント・スケジュール**

募集期間：平成17年6月13日から平成17年6月23日(午後5時)まで

パブリックコメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会 総務部 あて

電子メールの場合：[public@wan.jsda.or.jp](mailto:public@wan.jsda.or.jp)

(注)住所・氏名・会社名等御連絡先を明記の上、御提出下さい。

内容に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 公社債・金融商品部

公社債グループ 松永、木下 (TEL：03-3667-8456)